平成２２年（フ）第２８９号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1253番地
債務者　石橋　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９１号
北九州市小倉北区下到津２丁目３番15―402号
債務者　春本　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９２号
北九州市小倉北区下到津２丁目３番15―402号
債務者　春本　由美（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０４号
北九州市小倉北区都１丁目３番31―405号
債務者　大川　順子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０９号
北九州市小倉北区砂津２丁目12番25号
債務者　姫野　賢二
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２６号
北九州市八幡西区陣原１丁目15番22―203号
債務者　渡辺　真一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1748番地２
サリーコーポ306号
債務者　吉村　祐香
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮崎市大塚台西３丁目27番地１　県営住宅101棟７号
債務者　櫛間　志保
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０号
宮崎市江平東２丁目７番32号　西御船アパート６号
債務者　木村　年子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２号
宮崎市神宮２丁目２番84号　神宮シティハイツＳ202号
債務者　西森　繁幸
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３６号
愛知県春日井市中新町２丁目７番地27
債務者　土屋　宏樹
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０７号
愛知県小牧市久保一色南２丁目311番地
債務者　古田　哲也
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１８号
神戸市垂水区星が丘１丁目３番５号ルミエール星が丘201号、従前の住所神戸市垂水区泉が丘３丁目３番16―401号
債務者　逢坂　　学
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２号
神戸市北区有野町唐櫃1621番地の11サンロイヤル北六甲603、従前の住所神戸市北区東有野台３丁目９番地の２
債務者　松井　　譲
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２号
神戸市長田区片山町５丁目11番３―704号、従前の住所神戸市長田区片山町５丁目11番３―1111号
債務者　大同企画こと谷川佳永こと　成　　慧京
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４号
神戸市垂水区天ノ下町10番21号、従前の住所神戸市垂水区五色山２丁目３番36号
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３号
山口県熊毛郡平生町大字竪ケ浜768番地の６
債務者　佐藤　幸彦
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
山口地方裁判所岩国支部